②			
③			

（記載上の注意）

１．「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

２．イ．の記載上の注意に準じて記載すること。

［削る。］

［削る。］

（第４面）

５．現に締結している履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額	種別
			円	

（記載上の注意）

「種別」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業に係る履行保証金保全契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

（記載上の注意）

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

４．現に締結している履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契　約　金　額
			円

５．現に締結している履行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 （　年　月　日現在）

（記載上の注意）

１．資金移動業者が選択した資産保全方法について記載すること。

２．報告対象期間における要履行保証額の推移、供託金額又は信託財産の額の推移がわかる書面を第３面の次に添付すること。

［加える。］